

(大阪府内 商工会・商工会議所／関係市町村向け)

# 事業継続力強化支援計画の 申請ガイドライン

令和8年3月

大阪府

## 《目 次》

1. 事業継続力強化支援事業の概要	1
2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム	5
3. 事業継続力強化支援計画の内容	8
4. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き	6
5. 事業継続力強化支援計画の記載例	8
6. 申請時における確認事項	19
7. Q&A	21
8. 関係規程	42
9. 災害時の中小企業の被害状況把握に係る報告様式等	50

# 1. 事業継続力強化支援事業の概要

## (1) 背景

近年、自然災害は頻発化・激甚化しており、本府においても、平成30年に大阪北部地震による災害が発生し、ブロック塀の倒壊や交通の途絶といった被害が生じました。首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生も想定され、全国どこでも自然災害が起こるリスクがあるといえます。こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の小規模事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与えるおそれがあります。自然災害からの復旧・復興にあたっては、事業者による自助努力が求められるものの、小規模事業者ほど事業の再建が困難となることが想定されます。被害の軽減や早期の復旧を図るためには、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含め、様々なリスクを認識した上で、平時から事業継続のための取組を講じておくことが重要であり、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要があります。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」（令和元年法律第21号）が令和元年7月16日に施行されましたが、そのなかで、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（以下、「小規模事業者支援法」という。）の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

## (2) 小規模事業者支援法の内容

小規模事業者支援法では、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付けており、商工会又は商工会議所は小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施することになります。

具体的には、商工会又は商工会議所がその地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定するものです。

## (3) 事業継続力強化支援事業の具体的内容

商工会又は商工会議所では、これまでも経営改善普及事業を行っており、小規模事業者の経営計画の作成支援を行ってきたところです。

商工会又は商工会議所自身の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（以下「事業者BCP（※）」という。）

は、企業として事業を継続していく上での経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するものであり、経営計画の一種でもあります。

また、関係市町村は、地域防災計画の策定やハザードマップの策定等、自然災害等への対策で重要な役割を担っており、産業政策や許認可行政等、様々な場面で地区内の小規模事業者と接点を有しています。

他方、小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また事業者BCPを作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないところです。

さらに、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含め、様々なリスクを認識した上で、平時から事業継続のための取組を講じておくことも重要です。

このため、商工会又は商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画（事業継続力強化支援計画）を作成し、都道府県知事が認定し、体制・取組を強化することとしています。事業継続力強化支援計画の作成にあたっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に大阪府と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすることが重要です。

なお、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下「基本指針」という。）において、「事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする」とされています。

- ① 地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組み状況等の把握
- ② 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- ③ 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- ④ 地区内の小規模事業者に対する事業者BCP策定のための普及啓発
- ⑤ 地区内の小規模事業者による事業者BCPの策定及び見直しに関する指導及び助言
- ⑥ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- ⑦ 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有
- ⑧ 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

(※) 本ガイドラインにおいて、商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載しています。

BCP（Business Continuity Plan）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができなければ、特に中小企業は、経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるのです。

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客とあらかじめ協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、BCPを導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。BCPの策定・運用にあたっては、まずBCPの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなります。（注：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」より引用）

なお、事前の対策のひとつとして、地区内小規模事業者に対して、事業者BCPの策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行うことも必要と考えますが、まずは即時に取組可能な簡易的な計画の策定について小規模事業者に推進していくことが有用であると考えられます

- 大阪府（超簡易版BCP「『これだけは！』シート」（主に自然災害対策版））  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp.html>
- 大阪府（超簡易版BCP「『これだけは！』シート」（新型コロナウイルス感染症対策版））  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp\\_2.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp_2.html)
- 大阪府（中小企業における新型コロナウイルス感染症対策動画）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/kansentaisaku.html>

その他、国が示すBCPの関連ページもご参考ください。

- 中小企業庁  
(中小企業BCP策定運用指針)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>  
(事業継続力強化計画)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>
- 内閣府  
(防災情報のページ)  
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/index.html>  
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/sk.html>

#### (4) 大阪府の事業継続力強化支援計画認定事業の特徴

大阪府では認定に際して、事業者 BCP 策定の促進を図ることなどを目的とし、国が定める認定基準に加え、独自の認定基準を設けています。

府域一体となった小規模事業者の事業継続力強化のため、各市町村、各商工会・商工会議所が連携し、計画を策定のうえ支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。

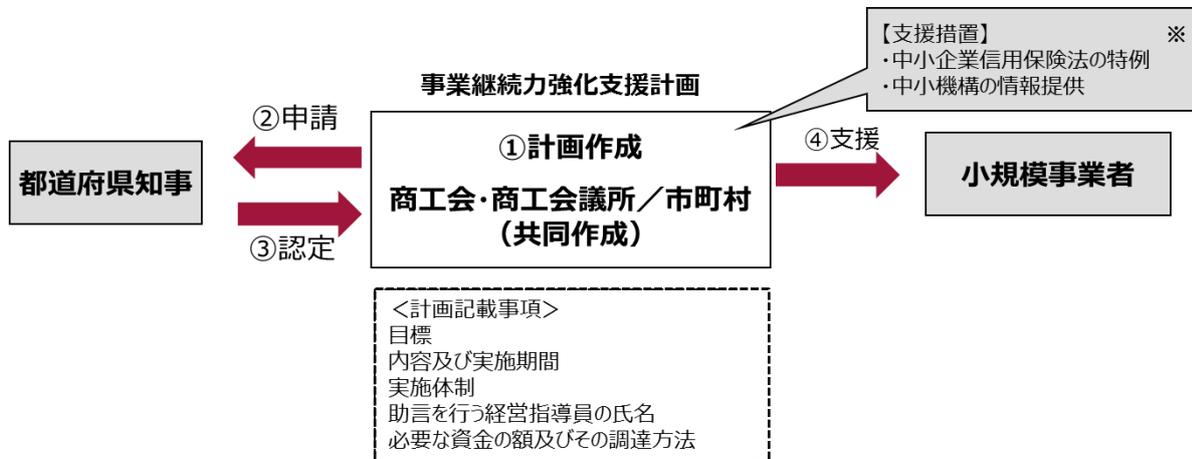
#### <大阪府の事業継続力強化支援計画認定基準>

◎ 小規模事業者支援法第5条第6項各号に定められている認定基準のほか、下記①～④に掲げる基準に適合していることが認定の要件となります。

- ① **記載項目が漏れなく記載されていること。**
- ② **事業者 BCP の策定を支援する小規模事業者数の目標値が明記されていること。**
- ③ **地区内の小規模事業者に対する事業者 BCP 策定のための支援策が明記されていること。**
- ④ **事業継続力強化支援計画を申請した商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の策定状況について記載されていること。**

**なお、事業継続計画が未策定の場合は、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の策定を項目出しし策定予定日（事業継続力強化支援計画の実施期間中に限ります。）を事業継続力強化支援計画に明記すること。**

## 2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム



### ※支援措置について

#### ○中小企業信用保険法の特例（法第9条・抜粋）

認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下、「事業実施一般社団法人等」という。）であつて、当該認定事業継続力強化支援計画に従つた事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第2条第1項の中小企業者とみなして、同法第3条、第3条の2及び第4条から第8条までの規定を適用する。この場合において、同法第3条第1項及び第3条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項の認定事業継続力強化支援計画に従つた事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

#### ○中小機構の情報提供（法第10条・抜粋）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村）の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

### 3. 事業継続力強化支援計画の内容

以下の点に留意して、事業継続力強化支援計画を策定してください。

#### (1) 目標の設定

関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定してください。その際、経営指導員等の人員体制から実現可能な目標としてください。

#### (2) 実施期間

実施期間は、3年から5年の間で定めてください。

なお、小規模事業者の事業継続力強化は、自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施されることが望ましいことから、関係市町村の地域防災計画等の改訂状況も踏まえ、事業継続力強化支援計画の実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行ってください。

#### (3) 実施体制

まずは、事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を把握し、大阪府及び関係市町村と共有し、大阪府及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携してください。経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築してください。

事業継続力強化支援事業の実施にあたっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築してください。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援にあたっては、特に配慮してください。

具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（小規模事業者支援法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに選定してください。事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築してください。

#### <広域的な支援体制>

地域の実情に応じて、広域的な支援が効果的な場合は、単独の商工会又は商工会議所だけでなく、他の商工会又は商工会議所や大阪府商工会連合会、他支援機関と連携した支援体制を構築してください。広域的な支援体制の構築を行うことで、他支援機関との連携強化を図るのみならず、支援ノウハウの共有等による指導水準の向上

(専門家や専門機関等からの助言や他の商工会又は商工会議所の好事例の共有等) など、商工会又は商工会議所の支援機能強化につながることを期待できます。

【広域的な支援体制における取組例】

- 広域経営指導員の設置
- 他支援機関、地方公共団体との情報共有・合意形成（連携協議会や既存協議会の活用）
- 他支援機関と連携した、地域及び小規模事業者への支援体制の構築
- 事業継続力強化支援計画に基づく、効果的な支援の実施
- 事業継続力強化支援計画に基づく、効果検証・見直し等フォローアップ

(4) 広域経営指導員の設置

広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合は、広域経営指導員を設置してください。

広域経営指導員は、地域の実情に応じて、主に以下の業務を行います。

- ① 商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（複数の商工会又は商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行
- ② ①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進
- ③ 他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開してください。

(5) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、NPO及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行い、ネットワーク構築に努めてください。効果的に小規模事業者の支援を行うことができるよう、あらかじめそれぞれの役割を明確にして連携体制を構築することが重要です。

また、災害発生後に事業者間で原材料や人員などの経営資源を融通し合う、相互に代替生産を行うなどといった、小規模事業者が他社と連携して実施する取組については、必要に応じて、複数の商工会又は商工会議所が連携して支援してください。

【想定される主な連携先】

- 他の地方公共団体（隣接市町村等）
- 他の商工会又は商工会議所
- 地域の金融機関や保険会社
- 他の支援機関（よろず支援拠点 等）
- 中小整備基盤機構地域本部
- 地方公共団体の外郭団体  
（産業振興センターなど）
- 大学、高等学校などの教育機関
- 地域課題の解決に取り組むNPO
- 中小企業診断士、弁護士、社労士、  
公認会計士、税理士等の専門家
- 地域の大企業・中小企業
- 商店街振興組合

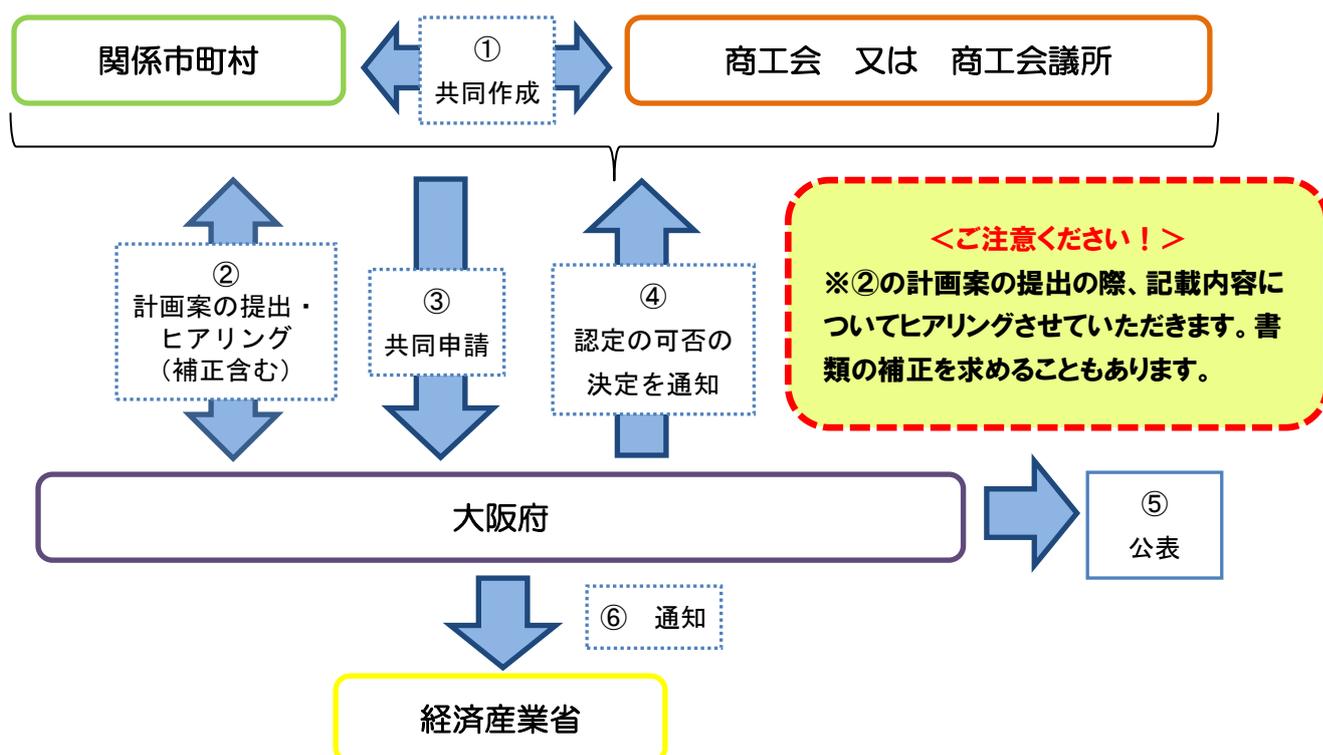
## 4. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き

### (1) 手続きの流れ

事業継続力強化支援計画の認定申請を行う商工会又は商工会議所及び関係市町村は、以下の流れにより、申請手続きを行ってください。

- ① 計画の方向性やイメージの共有等、早い段階で商工会又は商工会議所と関係市町村は事前調整を開始し、共同で事業継続力強化支援計画案を作成してください。  
↓
- ② 作成した事業継続力強化支援計画案を大阪府にご提出ください。事業継続力強化支援計画案提出の際、記載内容についてヒアリングさせていただきます。場合によっては補正を求めることもあります。  
↓
- ③ ヒアリング・補正の後、商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続きを経た上で、認定申請書を共同で大阪府へ申請してください。  
↓
- ④ 審査のうえ、知事が認定の可否を決定し、その結果を申請者あて通知します。  
↓
- ⑤ なお、認定された計画は大阪府ホームページで公表します。  
↓
- ⑥ 知事から経済産業大臣に計画を認定した旨の通知を行います。

### (2) 申請認定のイメージ



### (3) 申請書の提出先及び問合せ先

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営支援グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 TEL：06-6210-9490 / FAX：06-6210-9504 E-mail：keishi@gbox.pref.osaka.lg.jp
--

### (4) 申請時の提出資料

#### 【紙媒体】

※申請時に①～⑤の書類は必須となります。(参照：小規模事業者支援法施行規則第1条)

書 類 名	部 数
①認定申請書（様式第1） ②別表1～4  【添付書類】 ③当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書 ④当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し ⑤認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第2条第1項又は第2項に規定する要件に該当することを証する書面	正本1部 副本1部

※書類の用紙サイズはA4としてください。

#### 【電子媒体】

※電子媒体の容量は4MB（メガバイト）未満で送付し、超える場合は分割して送付してください。

書 類 名	ファイル形式
①認定申請書（様式第1） ②別表1～4	Wordファイル

#### 【ファイルの名称】

○認定申請書⇒【〇〇商工会又は〇〇商工会議所・〇〇市（町・村）】事業継続力強化支援計画申請書

○別表1～4⇒【〇〇商工会又は〇〇商工会議所・〇〇市（町・村）】事業継続力強化支援計画別表1～4

## 記載例

### 5. 事業継続力強化支援計画の記載例

以下、「太斜体文字（明朝体）」部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。なお、ゴシック体箇所は法定項目（事業の目標・内容・実施期間）を記載するために必要と考えられる項目です。

#### （1）様式第1

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

大阪府知事

吉村 洋文 様

なにわ市●●町1丁目1-1

なにわ市商工会

会長 難波 一郎

なにわ市●●町2丁目2-2

なにわ市長 天王寺 太郎

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

法定経営指導員は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えありませんが、経営指導員要件を満たすことの申告書と宣誓書をご提出ください。（P40のQ14をご参照ください。）

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：大阪 花子

(2) 別表(1~4)

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

【留意事項】

○商工会又は商工会議所のみで地域の災害リスクをすべて把握することは困難であるため、関係市町村の商工行政、防災行政と連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを記載してください。

○地域の実情を踏まえた災害リスクとは、当該地域で災害が発生した際の直接被害に加え、サプライチェーンや産業機能の毀損により発生する商圏の縮小や取引先の喪失、被災事業者の事業再開が遅れることにより発生する資金繰りの問題といった被災した事業者が直面する間接被害も踏まえたものである必要があります。

(洪水)

なにわ市のハザードマップによると、市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、〇〇業の多くが立地する〇〇地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。市内の主要産業である〇〇業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

【資料】なにわ市洪水ハザードマップ (<http://...>)

(土砂災害)

なにわ市のハザードマップによると、山間の〇〇地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、〇〇業の多くが集積している。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

【資料】なにわ市土砂災害ハザードマップ (<http://...>)

(地震)

地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後〇年間で70%以上の確率で発生すると言われている。商工業者へのリスクとしては、沿岸部では津波被害により洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、〇〇商店街地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

【資料】J-SHIS (<http://...>)

(その他特に想定されるリスク)

市内の〇〇川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成〇年の台風〇号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害が1万棟にのぼり、県下における被害の約半数を占めた。

また、なにわ市は内陸に位置している影響もあり、夏は猛暑日になることも多い。

【資料】なにわ市〇〇〇 (<http://...>)

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

なにわ市の主要産業である〇〇業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

※事業継続力強化支援計画の記載事項ではありません。

地域の災害リスクを確認いただくために、以下の防災関連サイト等をご参考ください。

- ・地震情報（気象庁）  
<https://www.data.jma.go.jp/multi/quake/index.html?lang=jp>
- ・津波情報（気象庁）  
<https://www.data.jma.go.jp/multi/tsunami/index.html?lang=jp>
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト  
～身のまわりの災害リスクを調べる～（国土交通省）  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）  
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- ・感染症情報（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

## （２）域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 〇,〇〇〇人
- ・中小企業者数 〇,〇〇〇人
- ・小規模事業者数 〇,〇〇〇人

（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は〇, 〇〇〇人）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数 （うち事業継続力強化に取り 組んでいる者）	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	〇〇業	1,111	800 (250)	市内に広く分散している
	〇〇業	2,222	1,000 (300)	沿岸部や〇〇川沿いに多い
	〇〇業	3,333	2,500 (350)	〇〇川沿いに多い

※BCPを策定しているとは、簡易的なBCP若しくは事業継続力強化計画を策定している事業者が該当します。

※可能であれば、業種（日本標準産業分類の大分類）毎の商工業者数・中小企業者数・小規模事業者数を記載してください。

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/O2toukatsu01\\_03000023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/O2toukatsu01_03000023.html)

## （３）これまでの取組

【留意事項】

- 新規計画の場合は、商工会又は商工会議所や関係市町村のこれまでの取組を網羅的に記載ください。
- 計画の更新や変更時には、過去の計画の実施状況について、定量的な指標をもって把握し、評価を行っていく必要がありますので、更新・変更前の計画の実施状況を踏まえた記載としてください。
- 「市町村の取組み」「商工会・商工会議所の取組」「事業継続力強化支援計画の実施状況」に分けて記載してください。

### ア) なにわ市の取組

- ・本計画の策定にあたって、事業者に影響を与える当市の災害リスクの検討や重点的に支援すべき対象を決定するため、当市商工振興課、防災課となにわ市商工会において連絡会議を開催した。（年〇回実施）

- ・なにわ市地域防災計画の策定、防災訓練の実施（年〇回 〇〇箇所で開催）
- ・なにわ市新型インフルエンザ等（感染症）対策行動計画の策定

イ) なにわ市商工会の取組

- ・城内の小規模事業者における事業者 BCP の取組状況を把握するため、伴走型補助金を活用し調査を行った。
- ・なにわ市が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・〇〇商店街では災害時に〇〇のリスクがあることから、当会が呼びかけ、〇〇商店街全体で〇〇についての対策を検討した。
- ・なにわ市の主要産業である〇〇業においては、多くの事業者が〇〇川に隣接する〇〇地区に所在することを踏まえ、水害時の事業継続力強化の必要性について周知・啓発を行った。
- ・〇〇損害保険会社と連携し、〇〇者に対して損害保険の加入促進を行った。
- ・〇〇金融機関と連携し、事業者のリスクファイナンスに対する注意喚起を行った。
- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP 等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。
- ・事業者 BCP の策定支援、見直し支援として、市内事業者を訪問指導した。
- ・事業者 BCP を策定済みの事業者に対して、計画に基づく訓練の重要性を周知した。
- ・訓練実施済みの事業者に対して、訓練の結果に基づく計画の見直しを支援した。
- ・地区内の事業者 BCP の優良事例を広報誌に掲載した。

ウ) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者 BCP の策定に係る指導 〇〇者
- ・事業者 BCP 策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 〇〇者
- ・市内主要産業である〇〇業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 〇〇%
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年〇〇回
- ・〇〇損保会社と連携した損害保険への加入促進 〇〇者
- ・防災訓練の実施 〇〇回

※事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、具体的な数値で記載してください。

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【留意事項】

○支援計画の作成にあたっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に大阪府と相談した上で、関係市町村や大阪府の地域防災計画等を踏まえた内容とする必要があります。

○関係市町村との連携とは、地域防災計画の反映はもちろん、地域の実情に応じた災害リスクの選定や、重点的に支援を行う産業や地域の選定など当該地域全体の事業継続力強化に係る方針について関係市町村の商工部局、防災部局等と事前協議を行い共同で支援計画を策定すること、また、それに基づき支援計画を実行し、適切な見直しを行うことです。

### (1) 課題

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

### (2) 対策

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 当市防災課、商工振興課、当会で年〇回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや

支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、〇〇保険会社、〇〇信用金庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

### 3 目標

#### 【留意事項】

〇関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定してください。また、経営指導員等の人員体制から、実現可能な目標設定が重要です。

〇例えば、事業者が防災・減災に取り組み、災害発生時に速やかに事業を再開したとしても、取引先などの事業を取り巻くサプライチェーンが毀損していた場合や、災害により地域経済が機能を失い商圏が維持できなかった場合など、個々の事業者の責によらない事由により事業継続ができないことが想定されます。そのため、支援計画では事業者の事業継続力強化に留まることなく、地域の産業構造や地域経済の状況を踏まえ、地域あるいは産業を面的に支援していく目標設定が重要です。

- ◎ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計〇〇〇事業者

(令和8年度：〇〇事業者、  
令和9年度：△△事業者、  
令和10年度：□〇事業者、  
令和11年度：□□事業者、  
令和12年度：〇△事業者)

計画期間中の事業者BCP策定支援事業者数の総数と年度毎の内訳を記載してください。  
(新規作成者数、既存のBCPのブラッシュアップ数、BCPセミナーの参加者数など)

- ◎ 自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標：計〇〇〇事業者

(令和8年度：〇〇事業者、  
令和9年度：△△事業者、  
令和10年度：□〇事業者、  
令和11年度：□□事業者、  
令和12年度：〇△事業者)

計画期間中にメルマガやチラシ配布、会報誌等の手段によって自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関する事前対策の必要性を周知する事業者数の総数と年度毎の内訳を記載してください。  
(チラシの配布数、メルマガの送付先の数など)

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、なにわ市商工会となにわ市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・市内の主要産業である〇〇業が多く集積する〇〇地区、地域経済圏の中心となる〇〇商店街のある〇〇地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が〇〇％程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を〇〇%
- ② 主要産業である〇〇業の小規模事業者においては策定率を〇〇%
- ③ 地域経済の中心である〇〇地区の小規模事業者においては策定率を〇〇%
- ④ 損害保険加入の取組を〇〇者に対して行う。
- ⑤ 上記目標達成のため、年〇〇回セミナー、説明会を開催する。

- ◎ 商工会・商工会議所の事業継続計画の有無  
無し

商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の策定状況  
について必ず記載してください。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

【留意事項】

○実施期間については、3～5年の間で定めてください。

○事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や防災・減災に関する最新の知見をもとに実施してください。また、関係市町村の地域防災計画等の改訂なども踏まえ、実施期間中であっても定期的に見直すことが重要です。

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### （1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

【留意事項】

小規模事業者の事業継続力強化支援を行うためには、取組の状況を把握することが不可欠であるため、どのように把握するのかを記載してください。

・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

※例えば、

伴走型補助金を活用し、府内〇ブロックが連携して調査を行う。

自治体連携型補助金を活用しで都道府県単位、市町村単位などで調査・分析を行う。など

#### （2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

【留意事項】

○地区内の小規模事業者に対して、ハザードマップ等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスク認識に向けた周知・注意喚起に関する取組を記載してください。

○損害保険加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画認定制度をはじめとする各種制度の情報の提供に関する取組を記載してください。

○事業者BCPを策定していない事業者に対し、策定の重要性を普及啓発する取組を記載してください。

○事業者BCPの策定に係る支援・指導・助言に関する取組を記載してください。

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk\\_finance\\_sheet.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援

・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援

・連携する〇〇損害保険会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援

### (3) フォローアップ

#### 【留意事項】

○事業継続力強化に対するフォローアップの取組を記載してください。

○例えば、訓練の実施や訓練の結果を反映させた事業者BCPの見直し、事業者が作成した計画実施にあたっての社内での体制構築など、見直しを繰り返すことによって内容の充実と実効性の高い事業者BCPの策定、さらには継続的な実施を定着させることが重要です。

○また、事業継続力強化計画においては計画期間の終了後2回目の申請を行っていない事業者が多いことから、事業の振り返りとともに再度の計画策定を促すことが重要です。

・〇〇地区(〇〇商店街)で合同訓練を実施する。

・なにわ市の防災訓練への参加を促す。

・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP:<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)

・事業者BCPの策定後〇〇年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練(被災からのシミュレーション含む)・計画の見直しについての指導を行う。

・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

#### 【留意事項】

○支援した事業者の好事例や同地域の事業者、同業種の事業者など、関連する企業の防災・減災の取組を共有することで、地域の事業者の事業継続力の底上げを図るとともに、企業の取引上の信頼性向上や、社会的評価向上につなげていくことが重要です。地域経済や産業におけるサプライチェーン全体で事業継続力を底上げする取組を記載してください。

・広報誌などで城内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

### (5) 関係団体等との連携

#### 【留意事項】

○事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、NPO及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも必要に応じて連携していくことが重要です。

・連携協定を結ぶ〇〇損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

・連携協定を結ぶ〇〇損保会社や〇〇信用金庫に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。

・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の

専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### (6) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### ア) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後〇時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等をなにわ市商工会となにわ市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、なにわ市における感染症対策本部設置に基づきなにわ市商工会による感染症対策を行う。

##### イ) 応急対策の方針決定

- ・なにわ市商工会となにわ市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、〇日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

##### ウ) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画によりなにわ市商工会となにわ市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇ヶ月	1日に〇回共有する

〇ヶ月以降

〇日に〇回共有する

・なにわ市で取りまとめた「例：なにわ市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

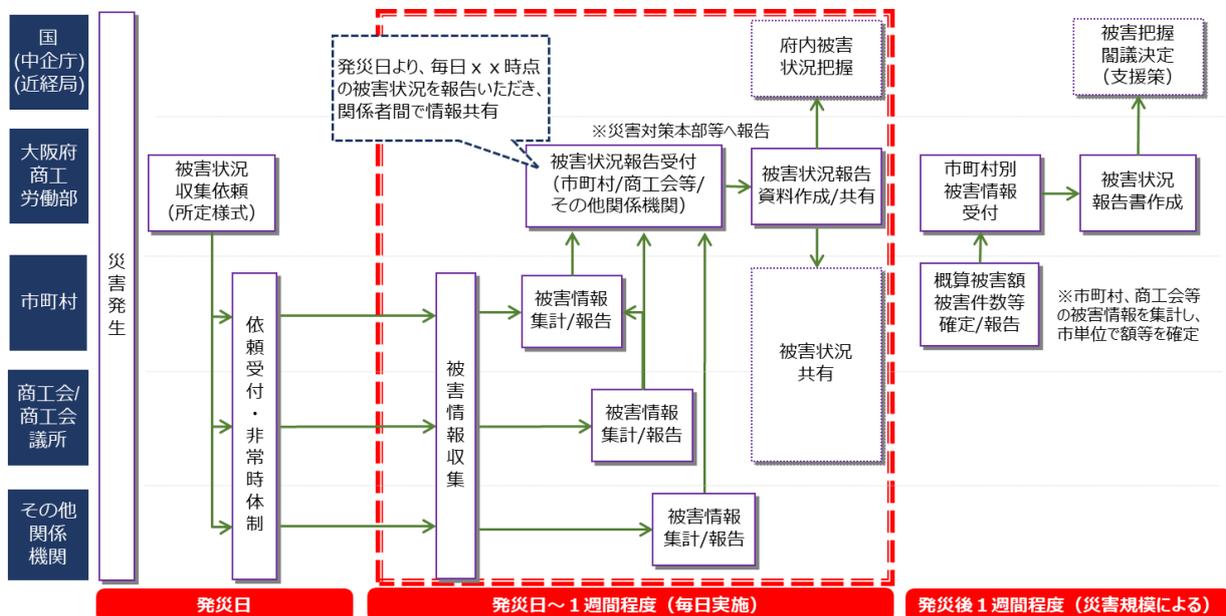
(7) 発災時における指示命令系統・連絡体制 下図は、連絡ルートの一例

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・なにわ市商工会となにわ市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・なにわ市商工会となにわ市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にてなにわ市商工会となにわ市より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にてなにわ市商工会又はなにわ市より大阪府へ報告する。

### 被害状況報告フロー

#### ■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



(8) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、なにわ市となにわ市商工会で相談・決定する。(なにわ市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、なにわ市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（９）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

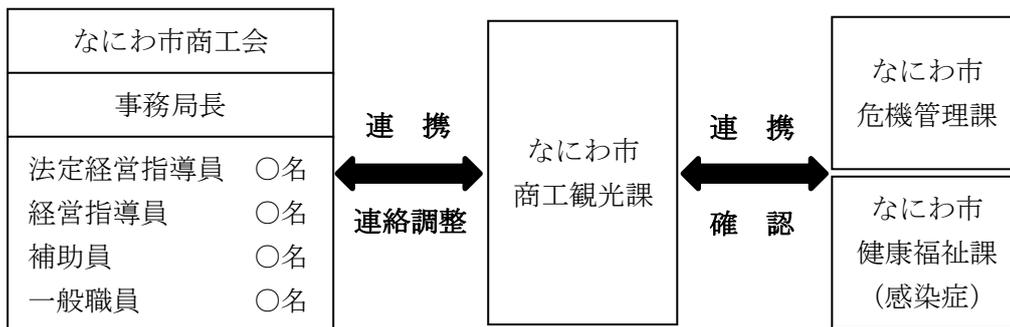
以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、**商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるよう**お願いします。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和〇年〇月現在)	
<p><b>【留意事項】</b></p> <p>○事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、大阪府及び当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する関係市町村と共有し、大阪府及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携する体制を構築する必要があります。</p> <p>○支援体制の構築にあたっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築する必要があります。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報取扱いについて、必要な配慮を行うことが重要です。</p> <p>○事業継続力強化支援事業の実施にあたっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要があります。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援にあたっては、特に配慮することが重要です。</p> <p>○具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（小規模事業者支援法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに選定する必要があります。広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合には、広域経営指導員（小規模事業者支援法施行規則第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）を商工会、商工会議所又は大阪府商工会連合会に設置してください。</p> <p>○広域経営指導員を設置する場合には、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせてください。なお、その業務を行わせるにあたっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開してください。</p> <p>①商工会又は商工会議所における支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行</p> <p>②①の実施にあたって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進</p> <p>③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言</p> <p>○支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築する必要があります。</p> <p>○関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めてください。</p> <p>○経営指導員等（小規模事業者支援法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の資質向上に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ることが必要です。</p>	

1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等） 下図は、実施体制の一例



(1) 大阪府及び関係市町村との連携体制

- ・当会、本市商工課・防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年〇回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である〇〇県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

- (2) 広域的な支援体制（広域的な支援体制を構築する場合のみ記載してください）
- ・当市の主要産業である〇〇業の工場は、当市〇〇地区から●●市●●地区にかけて分布しており、地理的にも同様の災害リスクを持つことから、より効率的な支援を行うため、当会及び●●市商工会が連携し、共同で支援を行う。
- (3) 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
- ・市内を〇〇地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員4名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
  - ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる〇〇損保会社の専門家1名による、セミナー個別相談の体制とする。
- (4) 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制
- ・法定経営指導員1名、経営指導員4名、事務員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
  - ・上記で把握・検証した実施状況を当会となにわ市の連絡協議会（年2回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。
- (5) 経営指導員等の資質向上に係る体制
- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先  
経営指導員 大阪 花子（連絡先は9（1）参照）
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

## 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- (1) 商工会／商工会議所  
なにわ市商工会 経営支援課  
〒555-5555 なにわ市●●町1丁目1-1  
TEL：111-111-1111（直通） / FAX：111-111-2222  
E-mail：aaaa@aaa.aa.aa
- (2) 関係市町村  
なにわ市〇〇部商工観光課  
〒555-5555 なにわ市●●町2丁目2-2  
TEL：111-111-1133（直通） / FAX：111-111-3333  
E-mail：shoukou@bbb.bb.bb  
なにわ市〇〇部危機管理課  
〒555-5555 なにわ市●●町2丁目2-2  
TEL：111-111-1155（直通） / FAX：111-111-5555  
E-mail：kikikannri@bbb.bb.bb  
なにわ市〇〇部健康福祉課

関係市町村欄には商工部局・防災部局の両方の担当課を記載してください。

〒555-5555 なにわ市●●町2丁目2-2  
 TEL: 111-111-1177 (直通) / FAX: 111-111-7777  
 E-mail: kenkofukushi@bbb.bb.bb

以下、斜体部分は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【なにわ市商工会】

(単位 千円)

	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
1 必要な資金の額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
・ 専門家派遣費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ 協議会運営費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ セミナー開催費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ パンプ、チラシ作製費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ 防災、感染症対策費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪ 調達方法

会費収入、なにわ市補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【なにわ市】

(単位 千円)

	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
1 必要な資金の額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
・ 専門家派遣費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ 協議会運営費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ セミナー開催費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ パンプ、チラシ作製費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ 防災、感染症対策費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

11 調達方法

地方交付税・自主財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

以下は記載にあたっての留意点です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

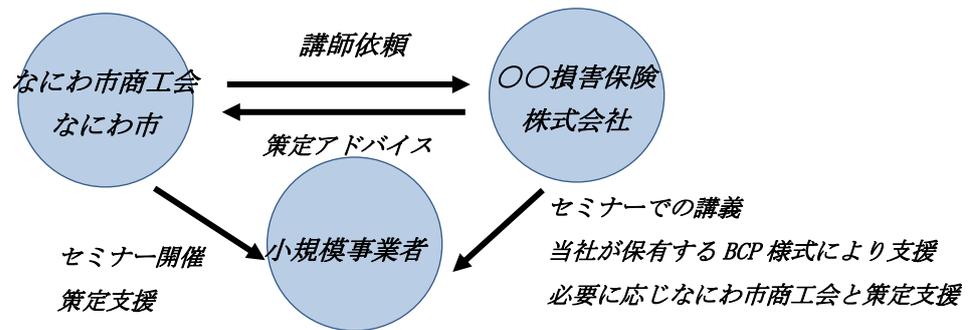
(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者支援法第5条第3項に規定する「商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」と連携して事業を実施する場合にのみ記載してください。</li> <li>・「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、法人にあっては「その代表者の氏名」を記載してください。</li> </ul> <p>※連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合に、「事業継続力強化支援事業を実施する者」として別表4に記載することができます（連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです）。</p> <p>※この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、小規模事業者支援法の効力が及ぶこととなります。</p> <p>※商工会・商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。</p> <p>※小規模事業者支援法第5条第3項及び同条第4項第5号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じることから、次の4者を別表4に記載することはしないでください。（①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関）</p> <p>〇〇損害保険株式会社 代表取締役 損保 次郎          なにわ支社 支店長代理 損保 三郎          本社 〒111-1111 東京都●●区1丁目1          なにわ支社 〒555-5555 なにわ市●●町3丁目3-3          TEL (直通) :          FAX :          E-mail :</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p> <p>【留意事項】</p> <p>（別表1）「事業継続力強化支援計画」に記載する事業ごとに項目立てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。</p> <p>事業継続計画（BCP）策定支援事業</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p> <p>【留意事項】</p> <p>「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載してください。</p> <p>なにわ市商工会・なにわ市が主催する「BCP策定セミナー」への講師派遣          …BCP策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、なにわ市商工会・なにわ市でのセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者に策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も</p>

可能となる。

連携体制図等



## 6. 申請時における確認事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下の表の各項目が記載されていることを確認の上、申請してください。

記載項目	記載チェック
<b>事業継続力強化支援事業の目標【別表1】</b>	
1 現状	
(1) 地域の災害等リスク	
(2) 域内の商工業者の状況	
(3) これまでの取組	
2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策	
3 目標	
※事業者 BCP の策定を支援する小規模事業者数の目標値を記載	
4 商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の策定状況の有無	
<b>事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】</b>	
5 事業継続力強化支援事業の実施期間	
6 事業継続力強化支援事業の内容	
(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握	
(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容	
(3) フォローアップ	
(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ	
(5) 関係団体との連携	
(6) 発災後の対策	
a) 応急対策の実施可否の確認	
b) 応急対策の方針決定	
c) 「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度	
(7) 発災時における指示命令系統・連絡体制	
※原則、大阪府商工労働部が定める被害状況報告フローによる指示命令・連絡体制に基づいて記載	
(8) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援	
(9) 地区内小規模事業者に対する復興支援	
<b>事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】</b>	
1 実施体制	
2 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）	
3 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先	
<b>事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】</b>	
必要な資金の額	
調達方法	
事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を	

連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項【別表4】<該当する場合のみ>	
	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	連携して実施する事業の内容
	連携して事業を実施する者の役割
	連携体制図等
添付資料	商工会、商工会議所自身の事業継続計画

## 7. Q&A

### (1) 全体

Q1. 令和7年11月の小規模事業者支援法施行規則・基本指針の主な改正点はどこですか？

(答)

- ① 「広域経営指導員」の新設（施行規則）
- ② 軽微な変更における添付書類の簡素化（施行規則）
- ③ 地域の実情に合わせた支援計画とするための記載内容の見直し（基本指針）
- ④ 事業継続力強化支援の内容の見直し（基本指針）
- ⑤ 発災後の報告・被害調査等の小規模事業者支援法とは直接関係のない記載の削除（基本指針）
- ⑥ 広域経営指導員の業務の追加（基本指針）

Q2. 現在の支援計画が今年度末に期限を迎えるが、令和7年11月改正の基本指針（新基本指針）に基づく申請が間に合わない場合に旧基本指針に基づく支援計画を策定することは可能か？

(答)

特段の事情がある場合、旧基本指針に基づく支援計画の策定を妨げるものではありませんが、翌年度などのできるだけ早い段階で支援計画を新基本指針に基づくものへ変更いただきたいと思います。基本的には新基本指針に基づき支援計画を申請してください。

Q3. 「事業継続力強化支援計画」の作成は義務ですか？

(答)

本計画の作成は義務ではありませんが、商工会・商工会議所におかれては、自然災害等（自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害、Q42参照）の際の地域経済・雇用への影響も踏まえ、地域の小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業の必要性について認識していただくとともに、関係市町村とも共通認識を持っていただいた上で、共同で実効性のある計画を作成されるよう、前向きな検討をお願いします。

本計画の作成を義務と捉え、計画作成自体を目的化し、実態と異なる計画を作成することや、商工会又は商工会議所及び関係市町村との間で認識が異なる計画を作成す

ることは、二次被害の防止を含め実効性に大きく影響することから、関係者間の十分な事前調整を経て計画を作成するよう、特に留意してください。

Q4. 申請時期はいつになりますか？

(答)

認定申請は毎年6月、12月、変更申請は随時受け付けます。詳細は大阪府ホームページをご覧ください。

Q5. 計画の申請窓口は、どこですか？

(答)

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課経営支援グループです。

Q6. 都道府県によって、審査内容が異なるのでしょうか？

(答)

本計画は、基本指針において、「都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする」とされているところです。

当然のことですが、地理的条件や災害発生の可能性は地域ごとに異なり、各都道府県はその地域の特性に応じて防災計画を作成しているところです。

このため、具体的な審査の内容や視点は、都道府県ごとに異なります。大阪府の審査内容については、大阪府事業継続力強化支援計画認定事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）をご確認ください。

Q7. 一の商工会等の管轄区域が複数の市町村にまたがる場合、又は一の市町村に複数の商工会等が併存する場合は、どのようにすればよいのですか？

(答)

例えば、以下のようなケースが考えられ、「⇒」の対応となります。

【A商工会の管轄区域がB市とC町にまたがっている場合】

(1) A商工会がB市及びC町と共同で一つの計画を作成

⇒A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(2) A商工会がB市と共同で一つの計画を、またC町と共同で一つの計画を別々に作成

⇒(1)と同様、A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(3) A商工会がB市とのみ共同で作成

⇒A商工会の管轄区域のうちB市内のみ計画の対象区域となる

(4) A商工会がC町とのみ共同で作成

⇒A商工会の管轄区域のうちC町内のみ計画の対象区域となる

Q8. 申請から認定まではどれくらいの時間がかかりますか？

(答)

おおむね3か月を要するものと想定しています。

Q9. 商工会又は商工会議所と共同して申請する市町村は、何を実施すれば良いのでしょうか？

(答)

実施する内容やその役割は作成主体である市町村及び商工会又は商工会議所の判断になりますが、担当の目安となる一覧表を作成しましたので、ご参考ください。

※本表は、あくまでも「目安」ですので、策定に際しては、担当者間で調整のうえ、記載担当等を決定してください。

(別表1)

フレーム	大項目	中項目	小項目	◎：記載主担（※記載主担以外は関与・確認等） ★：3者で検討・協議のうえ、記載主担を決めていただくもの
「事業継続力強化支援事業の目標」	1 現状	(1) 地域の災害等リスク	—	◎市町村（防災部局、健康医療部局） ※市町村（商工部局）及び商工会・商工会議所は、記載内容を確認してください。
		(2) 域内の商工業者の状況	—	◎市町村（商工部局） ※市町村（商工部局）及び商工会・商工会議所は、記載内容を確認してください。
		(3) これまでの取組	ア) 当市(町・村)の取組	◎市町村（防災部局・健康医療部局・商工部局） ※各部局で取り組まれている事項があれば記載してください。 (例：地域防災計画の策定、防災訓練、防災・感染症等対策備品の備蓄、新型コロナウイルス等対策行動計画の策定、セミナーの開催 等)

			イ) 当会(会議所)の取組 ◎ 商工会・商工会議所 ※ 商工会・商工会議所で取組まれている事項があれば記載してください。	(例：事業者 BCP に関する国の施策の周知、セミナーの開催、防災備品の備蓄、損害保険の加入促進 等) ※ 商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の策定状況について記載してください。
			ウ) 事業継続力強化支援計画の実施状況	★3者で検討し、記載内容及び記載主担を決めてください
	2 課題と対策	—	—	★3者で「課題」を検討し、記載内容及び記載主担を決めてください
	3 目標	—	—	★3者で「目標」を検討し、記載内容及び記載主担を決めてください ※ 「新規作成及び作成済みの BCP のブラッシュアップ、BCP セミナーの参加者数」及び、「メルマガやチラシ配布等による自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関する事前対策の必要性を周知する事業者数」の目標値を決め明記してください。
	4 その他	—	—	(※記載が必要な事項がある場合)
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間	1 事業継続力強化支援事業の実施期間			◎ 商工会・商工会議所 ※3者で調整・合意のうえ記載してください。
	2 事業継続力強化支援事業の内容		(1)～(5)	★3者で「事前の対策」として何を実施するのかを検討し、実施内容及び記載主担を決めてください。 ※以下(1)～(5)については可能な限り必ず記載してください。 (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握 (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容 (3) フォローアップ (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ (5) 関係団体等との連携 ※上記のほか、地区内の小規模事業者の事業継続力強化を支援するために必要な対策を実施する場合は記載してください。 ※商工会・商工会議所自身の事業継続計画

			が未策定の場合は、「商工会・商工会議所自身の事業継続計画の作成（令和〇年△月末まで）」を記載してください。
		(6) 発災後の対策	<p>★3者で「発災後の対策」として何を実施するのかを検討し、実施内容及び記載主担を決めてください。</p> <p>※以下ア～ウ)については必ず記載してください。</p> <p>ア) 応急対策の実施可否の確認 イ) 応急対策の方針決定 ウ) 「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度</p> <p>・発災後～1週間 1日に〇回連絡 ・発災後1週間～2週間 〇日に〇回連絡 ・発災後2週間～1か月 〇日に〇回連絡</p>
		(7) 発災時における指示命令系統・連絡体制	<p>◎商工会・商工会議所</p> <p>※大阪府商工労働部が定める被害状況報告フロー（令和元年10月31日付け商労第1762号）による指示命令系統・連絡体制を貼付してください。</p> <p>※万一、上記と異なる指示命令系統・連絡体制をとる場合は、事前に大阪府までご相談ください。</p>
		(8) 応急対策時の地区内の小規模事業者に対する支援	<p>★3者で「応急対策時の地区内の小規模事業者に対する支援」として何を実施するのかを検討し、実施内容及び記載主担を決めてください。</p>
		(9) 地区内の小規模事業者に対する復興支援	<p>★3者で「復旧・復興支援の方針」を誰が決めるのかを確認のうえ、記載内容及び記載主担を決めてください。</p>
		その他	(※記載が必要な事項がある場合)

(別表2)

フレーム	大項目	小項目	◎：記載主担（※記載主担以外は関与・確認等） ★：3者で検討・協議のうえ、記載主担を決めていただくもの
「事業継続力強化支援事業の実施体制」	1 実施体制	—	◎商工会・商工会議所 ※3者で調整・合意のうえ記載してください。
	2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定	当該経営指導員の氏名、連絡先	◎商工会・商工会議所
		当該経営指	◎商工会・商工会議所

	する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)	
	3 商工会/商工会議所、 関係市町村連絡先	商工会/商工会議所	◎商工会・商工会議所
	その他	関係市町村	◎市町村(商工部局・防災部局・健康医療部局)
			(※記載が必要な事項がある場合)

(別表3)

大項目	小項目	
		◎：記載主担(※記載主担以外は関与・確認等) ★：3者で検討・協議のうえ、記載主担を決めていただくもの
事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	商工会/商工会議所	◎商工会・商工会議所
	関係市町村	◎市町村(商工部局・防災部局・健康医療部局)

(別表4)

フレーム	項目	
		◎：記載主担(※記載主担以外は関与・確認等) ★：3者で検討・協議のうえ、記載主担を決めていただくもの
事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所	(記載が必要な場合のみ) ◎当該連携事業実施者と最も関わりの深い団体・部署 ※3者で調整・合意のうえ記載してください。
	連携して実施する事業の内容	
	連携して事業を実施する者の役割	
	連携体制図等	

Q10. 市町村の商工部局は、計画の作成や実行にあたって防災部局等と連携することが必要ですか？

(答)

基本指針(P.62参照)において、「事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすること」とされていることから、当該計画の作成及び実行にあたっては、各市町村内において商工部局と防災部局等が相互に連携し、共通認識を持っていただきたいと思います。

Q11. 申請にあたっては市町村長印の押印が必要になりますか？

(答)

原則不要です。ただし、押印を妨げるものではありません。

## (2) 法定経営指導員関係

Q12. 法定経営指導員とは、どのような者ですか？

(答)

小規模事業者支援法第5条第5項及び第7条第5項に規定する「経営指導員」を、便宜的に「法定経営指導員」と呼んでいます。

小規模事業者支援法では、「小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者（抄）」と規定しています。

Q13. 広域経営指導員とは、どのような者ですか？

(答)

上記の法定経営指導員のうち、小規模事業者支援法第7条第5項に規定する経営指導員として、小規模事業者支援法基本指針にて以下のように規定しています。

### 【基本指針抜粋】

## 2. 事業継続力強化支援計画の内容

### (3) 実施体制

工. 具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。以下同じ。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置すること。

オ. 広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積

極的に展開すること。

- ① 商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行
- ② ①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進
- ③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

※ 令和7年の小規模事業者支援法の省令改正において、①二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合、または、②複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合の法定経営指導員は「広域経営指導員」である必要があります。

※ なお、令和7年11月20日（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第73号）の施行日）に上記①、②に該当する支援計画を実施している場合、令和11年3月31日までの期間は経過措置が適用されます。

Q14. 「必要な知識及び経験を有する者」とは、どのような者を想定していますか？

（答）

小規模事業者支援法施行規則第2条により、以下の要件をすべて満たす者です。

- 一 第7条第1項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者（※）
- 二 直近5年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

（※）第7条1項各号に規定する経営指導員の要件

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近5年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 三 直近5年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する3年以上の実務の経験を有する者

五 各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者

(※) 広域経営指導員においては、上記の要件の他、小規模事業者支援法施行規則第7条第2項の以下の要件のいずれかを満たす者をいう。

一 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であって、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

二 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

(補足) 上記第一号については、①（能力要件）「中小企業診断士」又は「高度な知識に関する講習を修了した者」、かつ、②（経験要件）「小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験」又は「二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者」と、①かつ②を満たす者と解釈される点に留意のこと。

Q15. 「法定経営指導員」は、すべての経営指導員がなるべきものですか？

(答)

Q12. の回答のとおり、小規模事業者支援法施行規則に基づき一定の要件を満たす者を想定していますので、すべての経営指導員がなることは想定していません。

Q16. 「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えないとのことですが、最終的に、

同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合、当該申請計画の扱いはどのようになりますか？

(答)

「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えありませんが、申請書の提出時点で、要件を満たしていない場合は、以下の書面を提出してください。

①経営指導員要件を満たすことの申告書（参考様式第1）※

②宣誓書

※参考様式第1の各要件欄には、以下の記載例をご参考ください。

1. 職員要件

商工団体の役員又は職員要件については、採用通知書を添付し、採用後の令和3年1月に契約書を提出します。

2. 受講要件

基礎講習 令和元年度 講習実施期間 中小企業庁

行政事務講習 令和2年度予定

事業継続力講習 令和元年度 講習実施期間 中小企業庁

令和2年12月に指定講習を受講し、受講後の令和3年1月に修了証を提出します。

（※受講要件については、申請書の提出までに受講を終えておくことが望ましい。）

3. 実務経験

実務従事期間が現在、34月（2年10ヶ月）のため、従事期間を満たす予定の令和3年1月に組織における実務経験の申告書（参考様式第1-1）に証明書等を添付して提出します。

ただし、ご質問のように、同候補者が計画の認定までに法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合には、申請された事業継続力強化支援計画は不認定となります。

認定までに、要件を満たしていることを証する書式（Q29.の回答参照）を、申請書を提出した大阪府宛てにご提出ください。

Q17. 「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできない場合に備え、複数の候補者名を記載してもいいのですか？

(答)

複数の候補者名を記載しても差し支えありませんが、最終的に法定経営指導員の要件をクリアする者が1名以上必要となります。

Q18. 「法定経営指導員」が複数の単会の計画に関与することはできますか？

(答)

Q13. に記載のとおり、令和7年の小規模事業者支援法施行規則の改正により、法定経営指導員が複数の単会の支援計画に関与する場合は、「広域経営指導員」であることが必要となります。広域経営指導員の関与が必要となるケースは以下のとおりです。

(※質問のケースは②)

① 二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合（共同計画を策定する場合）

② 複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合（1人の経営指導員が複数の単会の支援計画に携わる場合）

※ ①、②のケースに該当する支援計画を策定される場合には、「広域経営指導員」の設置を検討してください。

※ なお、令和7年11月20日（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第73号）の施行日）に上記①、②に該当する支援計画を実施している場合、令和11年3月31日までの期間は経過措置が適用されます。

Q19. 「法定経営指導員」が人事異動（退職）した場合、手続きは必要ですか？

(答)

例えば、A商工会の事業継続力強化支援計画に関与する法定経営指導員X氏が、他の商工会に人事異動となった場合、X氏が引き続きA商工会の計画に関与するのであれば、特段の手続きは不要です。

しかしながら、人事異動（退職）を機に、A商工会の計画に関与する法定経営指導員をY氏に変更したい場合には、小規模事業者支援法第6条に基づく変更認定を受ける必要があります。人事異動（退職）が判明した時点で速やかに手続きを行ってください。

なお、当該変更申請に係る変更申請書の記載例は、次ページをご参照ください。

様式第2（第4条関係）

## 事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

なにわ市●●町1丁目1-1

なにわ市商工会

会長 難波 一郎

なにわ市●●町2丁目2-2

なにわ市長 天王寺 太郎

令和〇年××月××日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

## 記

## 1 変更事項

**（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制****⑧ 法定経営指導員の氏名、連絡先**

## 2 変更事項の内容

**【変更前】 氏名：** 大阪 花子**連絡先：** なにわ市商工会 TEL：111-111-1111（直通）**【変更後】 氏名：** 本町 三郎**連絡先：** なにわ市商工会 TEL：111-111-1111（直通）**【変更理由】**大阪花子氏が令和〇年〇〇月△△日に退職したため、後任の法定経営指導員である本町三郎氏に変更するもの。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：本町 三郎

### (3) 事業継続力強化支援事業の目標

Q20. 「支援事業の目標」は、どのようなことを記載するのですか？

(答)

事業継続力強化支援事業の実施期間全体における目標となりますので、3～5年先を見据えて、商工会又は商工会議所及び関係市町村としてどういう姿をめざすか（どうなっていたいか）、そのために商工会等のあり方はどうあるべきか（どういう支援を行うべきか）といったことを記載してください。

なお、大阪府では、事業者 BCP の策定を支援する事業者の目標値を明記していただくことを認定要件としています。

### (4) 事業継続力強化支援事業の実施期間

Q21. 「事業継続力強化支援事業の実施期間」は、どのくらいの期間ですか？

(答)

3年以上で、最長5年間としてください。

なお、事業継続力強化支援事業は、自然災害等の最新の発生予測等をもとに実施される必要があるため、共同作成する関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましいと考えます。

### (5) 事業継続力強化支援事業の内容

Q22. 事業内容等を補足するため、別添形式で資料を添付することは可能ですか？

(答)

可能です。インターネットで当該資料の閲覧・取得が可能な場合は、URL の記載をもって代えることができます。なお、小規模事業者支援法第5条第7項の規定により当該計画の内容を公表するため、添付資料も公表の対象となることを予めご承知おきください。

Q23. 発災時における被害情報の報告とは、どのようなものですか？

(答)

令和元年10月31日付け商労第1762号「災害時の中小企業の被害状況把握に係る報告様式等の最終版の送付について」により送付した報告様式等を使用して報告を行っていただくこととしております。(21ページか22ページまでをご参照ください。)

## (6) 必要な資金の額及びその調達方法

Q24. 必要な資金の額について、どのように記載すればよいですか。また、2年目以降の予算は未確定ですが、どのように記載すればよいですか？

(答)

計画作成の段階で関係市町村、商工会・商工会議所と十分協議・調整を行っていたき、事業実施のために必要となる資金の内容や額、また調達方法について、事業規模と予算規模が見合った内容で記載してください。

初年度の額を参考に、見込み額を記載して問題ありません。なお、初年度の額は、前年度までの類似事業の予算・決算額からの見込み額で問題ありません。

なお、大阪府では、年度毎・実施主体別に記載いただく必要がございます。

## (8) 連携に関する事項

Q25. (別表4)は、どのような場合に記載するのですか？

(答)

小規模事業者支援法第5条に基づく本計画においては、「当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」についても、当該者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、連携して「事業継続力強化支援事業を実施する者」として記載することができます。

この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、法の効力が及ぶものであることから、商工会・商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。少なくとも、連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです。

なお、次の4者が連携者として記載された計画については、認定された場合、法制上

の齟齬等が生じるおそれがありますので、ご注意ください。(①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関)

※②～④の者についても、あくまで、小規模事業者支援法第5条第3項及び同条第4項第5号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じるのであって、事業継続力強化支援事業を実施するにあたっての上記の者との各種の取引関係、商品・サービスの利用の意思等について、事業継続力強化支援事業の内容の説明として(別表1)に記載することは妨げるものではありません。

Q26. (別表4)において、「連携者」として記載した内容は、公表されるのですか？

(答)

(別表4)は公表しますので、記載する内容は、当該連携者とよく相談のうえ、同意を得てください。

## (9) 提出書類について

Q27. 提出書類に不備(不足)があった場合は、どうなりますか？

(答)

提出書類に不備があった場合は、補正・提出を求めます。なお、申請日から3か月を超えても、提出されない場合は、不認定になることがあります。

Q28. 添付書類「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」の「準ずるもの」とは、どのようなものですか？

(答)

商工会の定款で定める「理事会」、商工会議所法第51条の「常議員会」又は「正副会頭会議」を想定しています。

上記以外には、定款又は総会の議決によって意思決定権が委任されている会議が想定されます。例えば、定款又は総会の議決によって「～～～に関する事項は〇〇委員会で議決する」とあれば、当該委員会の議決が当てはまります。

Q29. 添付書類「・・・議事録の写し」とありますが、どの程度の範囲を提出すればよいのですか？

(答)

議事録のうち、事業継続力強化支援計画の内容等について決議等をおこなった箇所の抜粋で問題ないと考えています。

ただし、抜粋の場合は、会議名、日時、事業継続力強化支援計画を機関決定した旨が分かる部分が必要であると考えますが、その場合、議事録の抄本であることを証明する記名が必要となります。

なお、申請された計画の審査の過程で計画自体の補正が必要となる可能性も想定されます。補正の都度総会を開催することが困難な場合は、たとえば計画の申請について総会等で了解を得る際に「申請後に大阪府から求められた補正については〇〇〇〇（役員会議、会頭等）に一任する」ことを併せて議決しておき、議事録等に記載しておくといいでしょう。

Q30. 添付書類「認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が（中略）要件に該当することを証する書面」とは、どのようなものですか？

(答)

経営指導員の要件が確認できる書面は、以下のとおりです。

	添付書類
共通	経営指導員要件を満たすことの申告書（様式第1）
在籍確認	契約書、委任状、在職証明等いずれか1通の写し
受講確認	基礎講習（施行規則第7条第1項第2号に規定する講習）の修了証の写し
	行政事務講習（施行規則第7条第1項第3号に規定する講習）の修了証の写し
	事業継続力講習（施行規則第2条第1項第2号に規定する講習）の修了証の写し
実務経験確認	以下のいずれかを添付 ① 組織における実務経験期間を証明する書類 又は ② 法定事業計画の作成支援を証明する様式 又は

### ③ 中小企業診断士登録証の両面の写し

※参考様式等は、中小企業庁ホームページの経営指導員要領をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin.html>

#### 【添付書類の省略】

○複数の計画に記名する場合は、いずれか1計画に全ての書面を添付していれば、ほか計画は「共通書面」の添付のみでも構いません。

○添付書類を省略する場合は、以下のとおり記載してください。

様式第1（第6条関係）

経営指導員要件を満たすことの申告書

年 月 日

氏 名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第44号）第7条第1項第5号のいずれにも該当しないことを宣誓し、以下のとおり申告します。

なお、2. 商工団体の役員又は職員要件、3. 指定講習の受講要件、4. 実務経験の確認書面については〇〇商工会及び〇〇市の事業継続力強化支援計画に係る認定申請書に添付しています。

## (10) 認定審査について

Q31. どのような基準で審査をするのですか？

(答)

実施要綱第3条に記載のとおりです。

## (11) 共同申請について

Q32. 二以上の商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

(答)

小規模事業者支援法第5条第2項の規定により、二以上の商工会又は商工会議所が共同で申請することができます。

Q33. 異なる市にある商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

(答)

市町村を跨いだ商圈・経済圏が存在する場合、自然災害リスク等の観点から面的な支援が必要と認められる場合など、共同で支援計画を作成・実行することで効果的な支援が実施できる場合には、異なる市にある商工会又は商工会議所が共同で支援計画を申請することは可能です。

## (12) 変更申請

Q34. 認定を受けた事業継続力強化支援計画を変更することはできますか？

(答)

小規模事業者支援法第6条の規定により、変更することが可能です。変更する場合には、事前に大阪府へご相談ください。

Q35. 「事業継続力強化支援計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合ですか？

(答)

実施体制や連絡体制に大きく変更がある場合、法定経営指導員が変更となる場合等が想定されますが、いずれにしても変更申請の必要性を含め、事前に大阪府へご相談ください。

なお、変更に係る認定の申請は小規模事業者支援法施行規則第4条の規定より、以下の書類が必要となります。

ただし、支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合（※）、大阪府が必要ないと認めるときには、下記③の書類の添付を省略することが可能です。また、下記④の書類について、商工会若しくは商工会議所の総会又は議員総会の下位の会議体の決議（書面審議含む）に係る書類や単会の定款等で当該決議に係る内容を代決で行うことが規定されている場合（会頭決裁等）に当該意思決定が行われたことが分かる書類で代替することが可能です。

【紙媒体】

書 類 名	部 数
<p>①認定申請書（様式第2）</p> <p>②別表1～4</p> <p>③事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類 ※趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、省略可。</p> <p>④当該変更について、申請商工会又は商工会議所の総会又は議員 総会その他これに準ずるものの議事録の写し ※趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、当該意思決定を 行ったことがわかる書類の提出でも可能。</p> <p>⑤当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及 び収支決算書並びに事業計画書 ※当該変更に伴い、書類に変更がない場合は提出不要。 （例えば法定経営指導員が変更となった場合など）</p> <p>⑥（経営指導員を変更する場合は、）経営指導員の要件確認書類</p>	<p>正本1部 副本1部</p>

※書類の用紙サイズはA4としてください。

※経営指導員を変更する場合の要件確認書類は、Q28. の回答に記載する確認書類をご参照のうえ、添付してください。

【紙媒体で提出する場合】

用紙サイズはA4とし、①認定申請書は正本1部、副本1部を提出。

【電子媒体】

書 類 名	ファイル形式
<p>①認定申請書（様式第2）</p> <p>②別表1～4</p>	<p>PDF ファイル</p>

Q36. 事業継続力強化支援事業の実施期間は、変更申請により延長することが可能でしょうか？

(答)

変更申請により、認定された事業期間を延長することはできません。小規模事業者支援法第5条の規定に基づき、新たに認定を受ける必要があります。いずれにしても変更申請の必要性を含め、事前に大阪府へご相談ください。

Q37. 小規模事業者支援法第6条第2項に規定する「(略) 認定に係る事業継続力強化支援計画が、同条第6項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、(略)」とは、どのような場合ですか？

また、そのようなときに該当する場合、どのような対応が考えられるでしょうか？

(答)

小規模事業者支援法第5条第6項を要約すると以下のとおりです。

- (1) 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が基本指針に照らして適当なものであること
- (2) 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記(1)又は(2)のいずれかに適合しなくなったときに、その認定を取り消すことができるというものです。ただ、こういったケースが発生することはあまり想定していませんので、気になる場合には、事前に大阪府へご相談ください。

Q38. 認定された事業継続力強化支援計画の全てを白紙に戻すような場合、小規模事業者支援法第6条第1項に基づく変更申請で対応することは可能でしょうか？

(答)

計画の全てを白紙に戻すような場合には、変更申請で対応することはできません。小規模事業者支援法第5条に基づき、新たに認定を受ける必要があります。

Q39. 変更申請書の提出から変更認定の結果が出るまで、どの程度の期間を要しますか？

(答)

変更内容により異なりますが、おおむね1か月から3か月を要するものと想定しています。

Q40. 変更申請の認定審査は、どのような観点で実施されるのですか？

(答)

新規認定申請と同様です。審査内容については、実施要綱をご確認ください。

Q41. 変更申請した計画が不認定となった場合、当初認定された計画はどのような扱いになるのですか？

(答)

変更申請が不認定となったことにより、当初認定された計画が取り消しになることはありません。

### (13) その他

Q42. 事業継続力強化支援事業について、実施状況の報告は必要ですか？

(答)

大阪府事業継続力強化支援計画認定事業実施要綱第7条の規定により、知事は、事業継続力強化支援事業の実施状況について、当該支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村に対し、報告を求めることができることとしています。  
大阪府からの求めがあった場合には、ご協力をお願いします。

Q43. 想定する自然災害等に感染症も該当するのでしょうか？

(答)

事業活動に影響を与える「自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害」としては、例えば、自然災害、自然災害に起因する停電被害（ブラックアウトも含む）、サイバー攻撃による情報漏洩、新型インフルエンザ（感染症）などが考えられます。

事業継続力強化支援計画は、主として自然災害発生時における事業継続を主眼とし

ていますが、感染症（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が事業活動に影響を与えることを想定しておくことも有用です。

いずれにしても、事業継続力強化支援計画の作成にあたっては、商工会又は商工会議所及び関係市町村が共通認識を持っていただいた上で、共同で実効性のある計画の作成をお願いします。

○支援計画の実効性を高めるためには、伴走型補助金、自治体連携型補助金など国の補助金を活用することも可能です。

■商工会又は商工会議所で伴走型補助金（補助上限200万円、補助率：定額）の活用が想定される取組例（活用を見込む場合は支援計画に事業を記載してください）

※以下の①～⑧のような事業を地域の実情に応じて組み合わせ、効果的に補助金を活用いただくことが重要です。

① 事業継続力強化の取組状況等の把握

- ・域内の小規模事業者の事業継続力強化に関する取組状況の調査・分析

② 事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

- ・チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発
- ・各種セミナーの開催

③ 事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、各種制度の情報提供

- ・保険、金融セミナーの開催
- ・経営指導員向け勉強会の開催（保険・金融・防災等専門的な知識）の開催
- ・チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発

④ 事業者 BCP 策定のための普及啓発

- ・各種セミナーの開催

⑤ 事業者 BCP 策定及び見直しに関する指導及び助言

- ・経営指導員による巡回指導
- ・専門家のサポート支援
- ・損保会社、金融機関等のサポート支援
- ・策定に関するセミナーの開催

⑥ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ

- ・経営指導員による巡回指導
- ・損保会社、金融機関等と連携しての事業者訪問
- ・支援計画に基づく訓練の支援
- ・事業者 BCP の再策定に関するセミナーの開催

⑦ 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

- ・策定事業者の交流支援
- ・好事例の展開
- ・同業種・同地域単位、サプライチェーン単位の事業者による連携事業継続力強化計画の策定支援

⑧ その他

- ・単会職員向けの研修会等の開催
- ・広域支援計画の策定に関する取組
- ・連携協議会等の取組

■市町村で自治体連携型補助金（補助上限 都道府県：5000万円、市町村1000万円、補助率：1/2以内）の活用が想定される取組例（活用を見込む場合は支援計画に事業を記載するとともに、必ず管轄の経済産業局へ相談してください）

※以下の①～⑧のような事業を地域の実情に応じて組み合わせ、効果的に補助金を活用いただくことが重要です。

- ① 事業継続力強化の取組状況等の把握
  - ・ 域内の小規模事業者の事業継続力強化に関する取組状況の調査、分析
  - ・ 特定の産業、地域における災害リスク等の分析
- ② 事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
  - ・ チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発
  - ・ 各種セミナーの開催
- ③ 事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、各種制度の情報提供
  - ・ チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発
  - ・ 各種セミナーの開催
- ④ 事業者 BCP 策定のための普及啓発
  - ・ チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発
  - ・ 各種セミナーの開催
- ⑤ 事業者 BCP 策定及び見直しに関する指導及び助言
  - ・ 専門家のサポート支援体制の構築
  - ・ 損保会社、金融機関等への委託による事業者支援体制の構築
  - ・ 個別相談会の実施
- ⑥ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ
  - ・ 訓練の実施及び支援体制の構築
  - ・ 損保会社、金融機関等への委託による事業者支援体制の構築
  - ・ 事業者の防災・減災に資する設備整備、物品購入支援
- ⑦ 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有
  - ・ 策定事業者の交流支援
  - ・ 好事例の展開
  - ・ 同業種、近隣事業者等による連携事業継続力強化計画の策定支援
- ⑧ その他
  - ・ 広域支援計画の策定に関する取組
  - ・ 連携協議会等の取組
  - ・ 有識者への意見聴取

## 8. 関係規程

### ■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成5年法律第51号)(抄)

第一条・第二条 (略)

(基本指針)

第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 事業継続力強化(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第十五項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。)に寄与する情報の提供等に関する事項

四～七 (略)

3・4 (略)

第四条 (略)

(事業継続力強化支援計画の認定)

第五条 商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業(以下「事業継続力強化支援事業」という。)についての計画(以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 二以上の商工会又は商工会議所(同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。)がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村(当該都道府県の区域内にあるものに限る。)と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業継続力強化支援事業の目標

二 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

三 事業継続力強化支援事業の実施体制

四 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 当該者との連携に関する事項

- 5 前項第三号に掲げる事項には、第七条第五項に規定する経営指導員（小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。
- 6 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。
  - 二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 7 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に当該認定をした旨を通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更等）

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

（経営発達支援計画の認定）

第七条 商工会又は商工会議所は、関係市町村と共同して、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～4 （略）

- 5 前項第三号に掲げる事項には、経営指導員（小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6～8 （略）

第八条 （略）

(中小企業信用保険法の特例)

第九条 認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。)若しくは一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの)に限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。)(以下この条において「事業実施一般社団法人等」という。)であって、当該認定事業継続力強化支援計画又は当該認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第六条第二項の認定事業継続力強化支援計画又は同法第八条第二項の認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する協力業務)

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(報告)

第十一条 都道府県知事は、認定事業継続力強化支援計画に係る事業継続力強化支援事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

2 (略)

第十二条・第十三条 (略)

(罰則)

第十四条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 商工会又は商工会議所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会又は商工会議所の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会又は商工会議所に対して同項の刑を科する。

## ■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則

(平成5年通商産業省令第44号)(抄)

(事業継続力強化支援計画に係る認定の申請)

第一条 商工会又は商工会議所及び関係市町村(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下「法」という。)第五条第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)が法第五条第一項の規定により事業継続力強化支援計画に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事(当該商工会又は商工会議所の地区及び関係市町村を管轄する都道府県知事をいう。次条から第五条までにおいて同じ。)に、様式第一による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
- 二 当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

(事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件)

第二条 法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて都道府県知事の確認を受けた者であることとする。

- 一 第七条第一項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者
- 二 直近五年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

2 前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

(経営指導員の照会)

第三条 都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

(事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請)

第四条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類(ただし、事業継続力強化支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、都道府県知事が必要ないと認めるときには、当該書類の添付を省略することができる。)

- 二 当該変更について当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類
- 三 当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

(認定事業継続力強化支援計画の公表等)

第五条 都道府県知事は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に対し、その旨を電磁的方法（電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）、書面その他の方法により通知するものとする。

第六条 (略)

(経営発達支援計画に係る経営指導員の要件)

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
  - 二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
  - 三 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
  - 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
  - 五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者
    - イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者
    - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
    - ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
    - ニ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
    - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 2 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあっては、前項の要件のほか、次の各号のいずれかに該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者（様式第三において「広域経営指導員」という。）であることとする。
- 一 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登

録を受けた者をいう。)又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であって、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

二 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

3 (略)

第八条・第九条 (略)

(経営指導員要領の作成等)

第十条 中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領(次項において「経営指導員要領」という。)を作成するものとする。

2 中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする

## ■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

(令和元年7月12日経済産業省告示第60号)(抄)

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

### 第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者の経営をめぐる環境は、「大幅な賃上げ」、「少子高齢化・人口減少」、「人手不足」のほか、「経営者の高齢化・後継者不足」、「原材料・エネルギーコスト等の上昇」、「五十年ぶりの円安水準」、「自然災害の頻発化・激甚化」など、急速かつ大規模な変化を遂げている。

こうした中で、小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)第十三条に基づく小規模企業振興基本計画の見直しが行われ、令和七年に小規模企業振興基本計画(第三期)が制定され、小規模事業者の振興に関する施策の方針及び内容が示された。

本基本計画を踏まえ、経営をめぐる環境の変化を小規模事業者の「稼ぐ力」を高める好機と捉え、従来型のビジネスモデルを見直し、小規模事業者の特性、強みを踏まえ、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により見込まれる新たな需要の獲得を行うとともに、そのような需要を見据えたデジタル技術の活用を含む経営リテラシーの向上を図るよう支援を実施する必要がある。

また、こうした小規模事業者の経営の自走化のためには、特に小規模事業者にとって身近で重要な存在である商工会等による手厚い支援が重要であり、その支援の質の向上、業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要がある。

そして、近年、頻発化・激甚化する自然災害はもとより、感染症、サイバー攻撃等による被害の軽減や早期の復旧を図るため、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

なお、特に小企業者(小規模企業振興基本法第二条第二項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。)の支援に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払う必要がある。

1～2.(略)

### 第二 (略)

### 第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業のうち、事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業(法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、商工会又は商工会議所の地区を所管する市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)と共同して事業継続力強化支援計画(法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。)の策定及び見直しを行う

こと。

- (2) 事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とする。

#### 1. 事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等の把握
- (2) 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (3) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (4) 地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（BCP）の策定のための普及啓発
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（BCP）の策定及び見直しに関する指導及び助言
- (6) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (7) 地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

#### 2. 事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

##### (1) 目標の設定

ア. 関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。

イ. 経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。

##### (2) 実施期間

ア. 自ら設定した（1）の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。

イ. 事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。

##### (3) 実施体制

ア. 事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携するものとする。

イ. 支援体制の構築に当たっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関

係機関等から入手した法人情報や個人情報等の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。

ウ. 事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

エ. 具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。以下同じ。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合には、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置すること。

オ. 広域経営指導員を設置する場合には、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会若しくは商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会若しくは商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

カ. 事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。

キ. 関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。

ク. 経営指導員等の資質向上に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

（４）商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

ア. 事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、NPO及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行うことを通じてネットワーク構築に努めること。

イ. 連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにすること。

ウ. 小規模事業者が他社と連携して実施する、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うといった取組について、必要に応じて複数の商工会または商工会議所が連携して取り組むこと。

第四～第七 (略)

商労第1762号

令和元年10月31日

各市町村商工行政関係担当課長 様  
各市町村危機管理関係担当課長 様  
各商工会 会長 様  
各商工会議所 会頭 様  
大阪府商工会連合会 会長 様

大阪府商工労働部長

災害時の中小企業の被害状況把握に係る報告様式等の最終版の送付について

災害時の中小企業の被害状況把握に係る報告様式等の意見照会に御回答いただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえ、別紙のとおり、被害状況報告様式と被害状況報告フローを作成しましたので、御確認をお願いします。

今後、災害時には本様式等を使用して報告を行っていただくこととしております。また、来年1月には本様式等を用いて、大阪府・市町村合同地震・津波対策訓練を行う予定としていますので、御協力の程よろしくをお願いします。

災害時の中小企業の被害状況把握に係る報告  
に関する連絡先はこちら

大阪府商工労働部商工労働総務課

電話：06-6210-9479

FAX：06-6210-9481

府内事業者の被害状況報告様式（ヒアリングシート）

※黄色着色部分：激甚災害指定の際に必要な項目  
 水色着色部分：SN4号申請の際に必要な項目  
 まずは、黄色着色部分を回答していただき、水色と白色のセルについてはできる範囲での記載をお願いします。記載内容が不明の場合は、空欄にしてください。

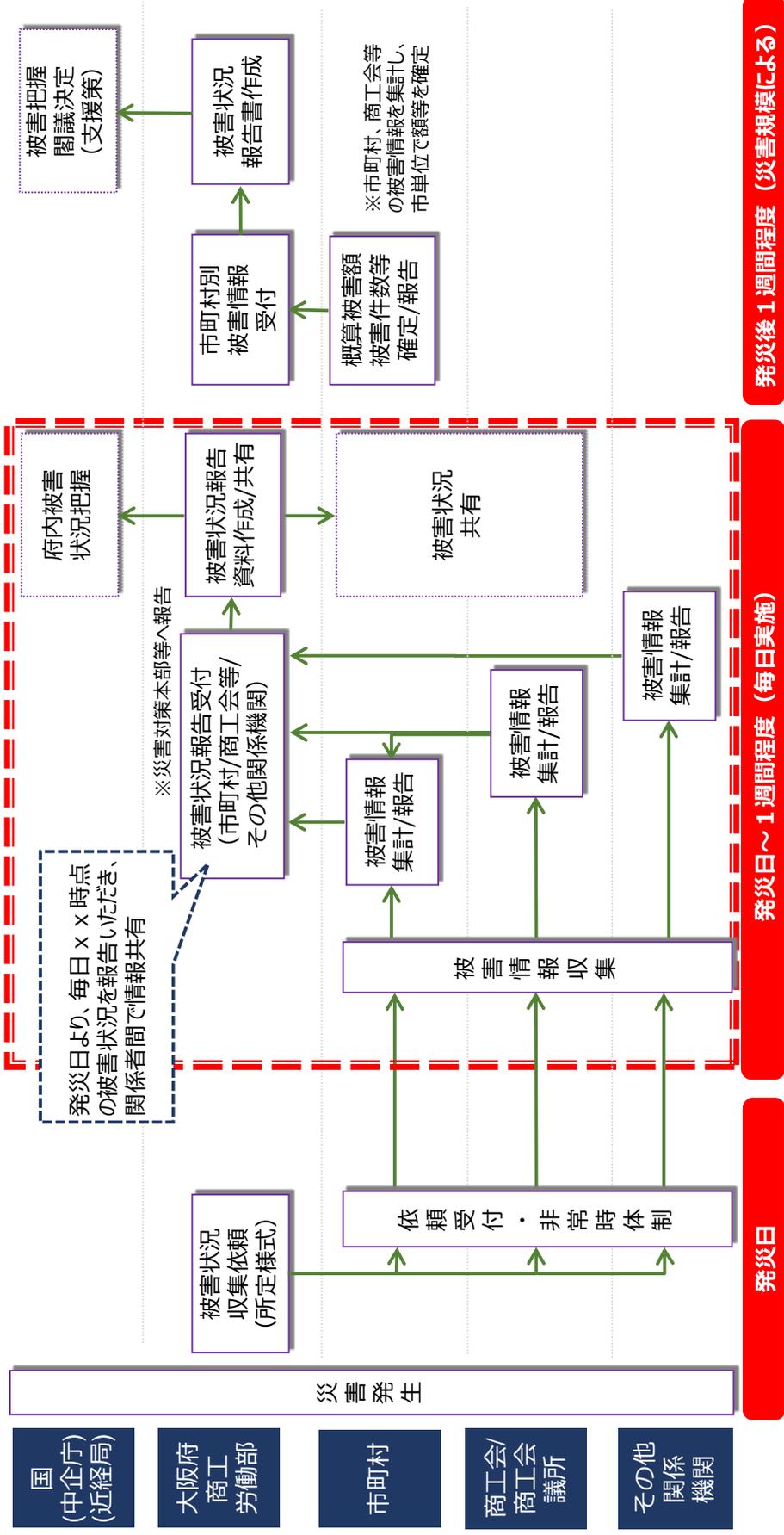
													〇月〇日時点			
													団体名・所属：		担当者名：	
No	市町村	事業所名	住所	区分	業種	従業員数	直接被害額（概算） ※間接被害額は含まない （単位：円）				間接被害額 （単位：円）	具体的な被害内容等	事業再開 状況（見込）	セーフティーネット 保証4号該当性 （見込）	連絡先	連絡先 共有可否
							計 ①+②+③+④	①土地 （体積土砂排除 費・整地費） ※事業用資産に限 る	②建物 ※事業用資産に限 る	③機械設備						
1							0									
2							0									
3							0									
4							0									
5							0									
6							0									
7							0									
8							0									
9							0									
10							0									

印刷の際は用紙のサイズをA3に設定してください。

# 被害状況報告フロー

## ■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



## 各団体の役割

<大阪府（商工労働部）>

・市町村、商工会・商工会議所等から報告を受けた府内被害状況の集約

・国への報告資料の作成

<市町村>

・発災から24時間以内は企業の被害状況の概要についてメールで大阪府に報告

※報告様式を用いた回答でも、メールべたうちでの報告でもいずれでも結構です。その他の急ぎの災害関連業務を優先の上、情報を入力できた範囲で回答願います。

・発災日から1週間以内は1日1回程度、市町村独自で入手した被害状況について、被害状況報告様式を使用してメールで大阪府に報告

※商工会・商工会議所から得た情報は含まないことを確認してください。

・大阪府の被害情報のとりまとめ資料の最終確認

<商工会・商工会議所>

・発災から24時間以内に、企業の被害状況の概要について市町村と大阪府にメールで報告

※報告様式を用いた回答でも、メールべたうちでの報告でもいずれでも結構です。その他の急ぎの災害関連業務を優先の上、情報を入力できた範囲で回答願います。

※激甚災害の指定は市町村に対して行われるものですので、大阪府と市町村両方への報告をお願いします。

・発災日から1週間以内は1日1回程度、企業の被害状況について、被害状況報告様式を使用してメールで市町村と大阪府に報告

<その他関係機関>

・発災から24時間以内は企業の被害状況の概要についてメールで大阪府に報告

・発災日から1週間以内は1日1回程度、企業の被害状況について、被害状況報告様式を使用してメールで大阪府に報告

原則メールでの報告とします。停電等によりメールでの報告が難しい場合は、FAXで報告してください。  
メールアドレス [shorosomu-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shorosomu-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp) ※迅速性重視のため、個人メールへの報告をお願いすることもあります。  
FAX番号 06-6944-8379【サテライト】



